

延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場指定管理者募集要項

公の施設である延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場（以下「鹿川キャンプ場」という。）の設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 名 称 延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場

(2) 所在地 延岡市北方町上鹿川申986番地45

(3) 施設の設置目的

森林の優れた景観のなか、豊かな自然にふれあう癒しの場を確保し、もって市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(4) 施設面積 11,343.00㎡

(5) 施設内容

【建物概要】

- ・管理棟(木造、93㎡)
- ・休憩施設(木造、191㎡)
- ・バンガロー(木造、47㎡)×5棟 (木造、79㎡)×1棟
- ・物置(木造、45㎡)
- ・オートキャンプ場トイレ(RC造、33㎡)
- ・屋外トイレ(CB造、5㎡)
- ・シャワー室(木造、10㎡)

【施設設備】

- ・テント場
- ・オートキャンプ場
- ・各種遊具
- ・給水施設
- ・駐車場他

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 鹿川キャンプ場の使用許可、使用許可の取消しその他鹿川キャンプ場の使用に関する業務
- (2) 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (3) 鹿川キャンプ場の施設、附属施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、鹿川キャンプ場の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

3. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

4. 指定管理料

- (1) 指定管理料は、総額41,920千円（上限額）とし、令和8年度から令和12年度の各年度の指定管理料は、年額8,384千円（上限額）の範囲内で支払うものとします。
- (2) 鹿川キャンプ場の管理にかかるすべての費用は、利用料金収入、指定管理料その他の収入をもって充てるものとします。指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。なお、支払時期や支払い方法等の詳

細は、年度協定において定めます。

- (3) 指定管理料の支払いは、前金払いにて支払うことを基本とします。ただし、施設の特異性や事業計画等によりこれにより難しい場合は、市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- (4) 指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減等指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、精算による返還を求めません。
また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、補填は行いません。
- (5) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

5. 利用料金制に関する事項

利用料金の額は、鹿川キャンプ場条例別表（第8条関係）に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めることとなっております。

なお、当該利用料金は指定管理者自らの収入とすることができます。

6. 運営に際する目安

- (1) 利用者人数 1, 6 5 4 名
- (2) 利用料金収入額 2, 1 3 1 千円
- (3) 指定管理料（支払限度額） 8, 3 8 4 千円

7. 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

8. 応募の資格等

(1) 応募資格

- ア 法人その他の団体(以下「応募団体」という。)であること。
- イ 消防法第8条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。

(2) 欠格事項

応募団体又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する。
- イ 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。
- エ 応募団体の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑(執行猶予を含む。)に処せられている。
- オ 応募団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。
- カ 応募団体又は応募団体の役員が国税及び地方税を滞納している。

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。また、指定管理者として指定された後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定が取り消される場合があります。

9. 選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること。

詳細は、別紙「指定管理者の候補者選定における審査基準及び配点」の通りです。

10. 質問及び回答

質問等がある場合は、電子メール、郵送又はFAXにより申し込んでください。

- (1) 受付期間 令和7年8月29日（金） 17時15分まで
- (2) 受付先 募集要項配付場所に同じ
- (3) 回答日 随時回答します。
- (4) 回答先 質問に対する回答は、募集要項を配付した応募団体
- (5) 回答方法 郵送、FAX又はメールで行います。

11. 提出書類

応募する際には、別紙仕様書を参考にし、次の書類を各2部（正本1部・副本1部）提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 応募団体の概要
- (5) 主要業務実績
- (6) 誓約書
- (7) 当該応募団体の登記事項証明書（法人でない場合は、これに類する書類）
- (8) 当該応募団体の過去2ヵ年分の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）
- (9) その他市長が別に定める書類

12. 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時までに必着（郵送可）

13. 提出先

募集要項配付場所に同じ

14. 選定方法

- (1) 鹿川キャンプ場指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）により審査を行います。審査内容は、原則、書類審査とプレゼンテーション審査になります。
- (2) 選定会議において、9の選定基準に基づいて審査を行い、採点結果の合計が60%以上かつ最も高い応募団体を指定管理者候補者として選定します。

15. 選定結果の通知

応募団体に、令和7年10月下旬に文書にて通知します。

16. 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

17. 損害賠償等

- (1) 指定管理者として選定された応募団体が議会の議決直後に辞退した場合、市は、当該応募団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

18. その他

- (1) 指定管理者は、令和7年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 提出書類は、お返しできません。
- (4) 提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

19. 問い合わせ先

〒882-0192

延岡市北方町川水流卯682番地

北方総合支所地域振興課

TEL 0982-47-3600

FAX 0982-47-2218

E-mail tiiki-kitakata@city.nobeoka.miyazaki.jp

指定管理者の候補者選定における審査基準及び配点

選定基準	審査基準	配点
①市民の平等な利用が確保されていること	a.関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5
	b.情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5
②事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	a.施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 (施設条例等の主旨に沿っているか)	5
	b.自主事業計画書の内容は適切か。 (自主事業を行わせない場合は「60%の得点」とする。)	15
	c.利用者に対するサービス向上は適切か。	15
	d.利用者の満足度や要望の把握、要望実現のための方策は適切か。	5
③事業計画の内容が管理経費の削減を図られるものであること	a.総合的に収支予算書が適切で、利用料の増収と管理経費の削減が図られる見込みがあるか。	5
	b.利用料増収と経費節減のための方策は適切か。	5
	c.その他の管理経費の設定に無理はないか。	5
	d.指定管理料の提案額が、市が示す上限額と比べて節減が図られているか。	5
④事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること	a.法人等の経営状況に問題はないか。	10
	b.施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・収支計画・緊急時の対応)は十分なものか。また、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。	10
	c.施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。	10
合計		100